

目 次

第1回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第1回大宜味村議会臨時会会議録（1月28日）	3

第1回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成3年1月28日

会期1日間

閉会 平成3年1月28日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
1月28日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 同意第1号、議案第1号、決議案第1号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成3年1月28日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成3年1月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成3年1月28日 午後1時57分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 具志堅 朝 忠 君	10番議員 山 川 正 行 君
3番議員 山 川 清 君	11番議員 照 屋 徳 明 君
4番議員 平 良 蔵 健 君	12番議員 平 良 俊 政 君
5番議員 崎 山 喜 弘 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 知 念 亀 次 郎 君
8番議員 金 城 富 昌 君	

3. 欠席議員 (1名)

6番議員 仲 村 順 三 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新城 繁正 君	総務課長	崎山 勝正 君
助	役	古我知 清 君	経済建設課長	金城 利明 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	前田 勇夫 君	係	長	前田 孝 君
------	---------	---	---	--------

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 同意第1号 収入役の選任について

日程第4号 議案第1号 公有水面埋め立てに関する意見を求めることについて

日程第5号 決議案第1号 全国植樹祭の北明治山開催に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（知念亀次郎君） 只今の出席議員は13名であります。

平成3年第1回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名はお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において13番平良森雄君、1番宮城功光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 同意第1号及び日程第4 議案第1号を一括議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） ご提案申し上げております事件について説明いたします。

同意第1号、収入役の任期が今月末日となっておりますので、現収入役の金城清を再任したいと思ひまして提案いたしております。よろしく願いいたします。

議案第1号、一般国道改良工事に伴い、大宜味村字宮城宮城原52番6号から同字10番3に至る地先公有水面埋立について、沖縄県知事より意見が求められているため、この案を提出しております。

なお、意見書の中身については説明員から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（知念亀次郎君） 議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時05分）

再 開（午後1時39分）

○ 議長（知念亀次郎君） 再開いたします。

これより同意第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 資料として漁業組合関係の同意書は出ているわけですが、地元部落ではどうなっているかと疑問を持っているわけですが、宮城区における工事の説明会や同意の取り付けについてはどうなっておりますかお伺いします。

○ 経済建設課長（金城利明君） この件について国道事務所に電話で尋ねたところ同意書は取ってないようです。部落との国道拡張についての話し合いは62年にやって、口頭ではよろしいとなっているようです。

○ 9番（松島重克君） できれば文書の交換があった方が後日の紛争があった場合に良かったと思いますが、これは国道事務所がなされることでありますからそれはそれでいいと思います。ただ、この意見書の3につきましては地元との関係がうたわれているわけです。しかし、これは部落と国道事務所だけでなく村も仲介の労なり地元の考えの立場に添って問題の解決に当たらなければいけませんのではないかと思うわけです。村の立場をどのようにお考えになっているかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） これまでも国或いは県の事業に対しまして、村民の損害等について意を払って来ているわけですが、従いまして今お話がありましたことにつきましては着工前に所定の手続きをとるように、或いは我々にも事前に通告するように担当課を通じて申し入れしたいと思っております。

○ 議長（知念亀次郎君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております同意第1号及び議案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号及び議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。休憩いたします。

休 憩（午後1時46分）

再 開（午後1時47分）

○ 議長（知念亀次郎君） 再開いたします。

これより同意第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第1号 収入役の選任について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時49分)

再 開 (午後1時50分)

○ 議長（知念亀次郎君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

ただいま宮城功光君外2名から全国植樹祭の北明治山開催に関する要請決議が提出されております。

この際これを追加に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際これを日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 決議案第1号 全国植樹祭の北明治山開催に関する要請決議を議題といたし

ます。

提出者宮城功光君から提案理由の説明を求めます。

○ 1番（宮城功光君） 提案理由といたしましては、県及び県森林審議会におかれましては当初の20か所の候補地から3候補地に絞り、最終的に北明治山が最適地と決定された経緯があります。又、県におかれては平成2年4月の庁議において第44回全国植樹祭の開催地として北明治山が最も適している場所として同地での開催地を正式決定したものである。しかるに昨今のマスコミの報道によると他地区開催に検討がなされているとのこと。北部地区の住民としては正に寝耳に水であり、今まで県政を信じ既定方針どおり北明治山開催に向けて準備を進めている地区住民に大きな動揺を与え、しかし、私達は植樹祭に適した土質、将来にわたって森林資源として維持管理のできる環境、そして林業振興の観点から植樹祭に最もふさわしい地として既定方針どおり北明治山開催を固く確信するものであります。北部地区の振興開発と活性化を目指し、北部地区住民が一丸となって実現のために本決議案を提出いたします。

よろしくご審議の程ご協力をお願いいたします。

○ 議長（知念亀次郎君） これより決議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号については会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託は省略することに決しました。

これより決議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 全国植樹祭の北明治山開催に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。会議規則第45条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた条項、字句数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもって本議会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成3年第1回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後1時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 知 念 亀次郎

署名議員 (13番) 平 良 森 雄

署名議員 (1番) 宮 城 功 光